（別記３）

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

第１　事業の趣旨

農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。また、地域計画の策定により、将来の受け手が位置付けられていない農地の発生が予想される中、地域にとってはその解消が課題となる一方、就農希望者は、希望に見合った新たな農地を確保しづらい課題を抱えている。

こうした重要性や課題に鑑み、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、主に就農希望者を対象とした実践的な研修農場や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。

第２　事業の概要

　１　事業の種類は、以下のとおりとする。

（１）新規就農者の誘致体制の整備（第７の１の事業）

（２）研修農場の整備（第７の２の事業）

（３）推進事業

２　取組主体、補助内容

　（１）新規就農者の誘致体制の整備

ア　取組主体は、第４のとおりとする。

イ　補助対象経費は、別表１－１のとおりとする。

ウ　補助率は定額とする。１地区当たりの補助上限は、200万円とする。ただし、第２の１の（２）の事業及び本事業と連携して農地整備等関連事業（第５の１の（３）の農地整備等関連事業をいう。）を実施する場合は、300万円とする。

　（２）研修農場の整備

ア　取組主体は、第４のとおりとする。

　　　イ　補助対象経費は、別表１－２のとおりとする。

ウ　補助率は１／２以内とする。

　（３）推進事業

　　　ア　取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とする。

　　　イ　補助対象経費は、取組主体への交付事務等に要する事務等経費とする。

　　　ウ　補助率は定額とする。

　３　事業実施期間、目標年度

（１）事業実施期間は、原則として３年間を上限とする。ただし、取組地区の採択については、毎年度行うこととする。

（２）目標年度は、事業実施年度の翌年度から３年後とする。成果目標は、目標年度までの３年間における地域の新規就農者数の増加率とする。

（３）農地整備等関連事業を行う場合は、事業実施計画書で定める３年間のうちに実施する計画にする。

第３　事業の仕組み

１　国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、第８の３の計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。

２　全国農業委員会ネットワーク機構は、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に対し、第８の２の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。

３　都道府県は、取組主体に対し、第８の１の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。

第４　取組主体

　　第２の１の（１）及び（２）の取組主体は、以下の１から３までに掲げる団体等とする。

　１　市町村

　２　協議会等（都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）

　３　民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）

第５　事業の要件

　１　体制要件

（１）都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構といった関係機関や農業者、農産物を買い取る事業者等（以下「関係機関」という。）により、就農希望者を誘致したり、就農希望者及び新規就農者（以下「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下「誘致体制」という。）が構築されている、又はされる見込みであること。

（２）誘致体制には、市町村が参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。ただし、第７の１の（１）に規定する複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が参画することとなる場合を含む。

（３）本事業と連携して以下の事業を行う場合は市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。

ア　第２の１の（２）の事業

イ　遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）のエの事業をいう。以下同じ。）

ウ　農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年４月９日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第３に掲げる交付対象事業をいう。以下同じ。）

エ　畑作等促進整備事業（畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和５年４月１日付け４農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第４に掲げる交付事業を言う。以下同じ。）

オ　農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第２の１の事業をいう。以下同じ。）

カ　その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。）

（以下、イからカまでを合わせて「農地整備等関連事業」という。以下同じ。）

　２　計画要件

（１）新規就農者参入促進計画（別紙様式第１号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画をポータルサイト（別記５の第３の２の（１）のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下同じ。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記４の第４の２の（１）のデータベースをいう。以下同じ。）に登録すること。

（２）事業実施区域において、地域計画が策定されていること。加えて、第７の２の事業又は農地整備等関連事業を行う場合、研修農場の用に供する農地又は就農希望者が新たに就農するための農地は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

ア　当該農地が同計画の区域内に位置付けられていること。

イ　目標年度までに当該農地が同計画の区域内に位置付けられることが確実であると認められること。

第６　農地整備等関連事業との連携

取組主体は、以下により、農地整備等関連事業と連携して、本事業を実施することができる。

１　採択時の配慮事項

　　　目標年度までの３年間の間に、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、第２の１の（１）又は（２）の事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

（１）遊休農地解消対策事業を本事業着手年度の前年度に実施し、本事業の実施年度中に当該農地を貸し付ける予定の場合

（２）農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（当該事業の実施要綱第９に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合

（３）畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間（当該事業の実施要領第８の（１）に規定する達成状況の報告期間をいう。）にある場合

（４）農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（当該事業の実施要領別紙１の第９に規定する事業達成状況の報告対象期間をい う。）にある場合）

２　整備対象農地

本事業と連携して実施する場合における農地整備等関連事業の対象とする農地は、以下のとおりとする。

（１）本事業により整備する研修農場の用に供する農地

（２）就農希望者が新たに就農するための農地（就農希望者が就農するまでの間、地域の担い手の耕作の用に供する場合を含む。）

３　国は本事業を円滑に実施できるよう、農地整備等関連事業の採択に当たって配慮することとする。

第７　事業の内容

１　新規就農者の誘致体制の整備

以下の（１）から（３）までの中から必要な取組を実施する。

　（１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第７の２の事業又は農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施する。

　（２）誘致の実践

　　　　地域に就農希望者を誘致するために必要な就農前後の者の誘致・支援プログラムの作成又は充実化、地域農業のＰＲコンテンツの作成、就農イベントへの出展、現地見学会の開催等の取組を実施する。

　（３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

　　　　就農前後の者をトータルサポートするために必要な取組を実施する。

ア　短期農業研修の実施

社会人や学生等の主に就農希望者を対象として、以下のとおり、生産と経営を総合的に取り扱う２日～６か月間程度の研修を実施する。

（ア）受講予定者の就農の意思を確認する。

（イ）学生については、学校が受講を指示又は承諾するなど、学習活動の一環として行うこと。

（ウ）研修コンテンツを自ら作成するため、電子機器等（別表１－１の費目「使用料及び賃借料」における電子機器等をいう。）が直接必要な場合、リース又はレンタル（以下「リース等」という。）によること。ただし、リース等が困難な場合や購入の方が事業実施期間において安価な場合に限り、購入することができる。

（エ）就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。

（オ）本研修をポータルサイトに登録し、広く周知する。

イ　相談対応・指導等の実施

農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保といった新規就農時の課題について、相談対応や指導等をすることができる者（以下「就農支援員」という。）を設置又は依頼する。

就農支援員は、誘致体制に参画する関係機関等と連携し、就農前後の者からの相談対応（別表２―１）や指導等（別表２―２）を行う。相談対応を行う場合は別表２―１の①から⑥まで、指導等を行う場合は別表２－２の①の取組を必須とする。なお、以下に留意すること。

（ア）就農支援員は、就農前後の者に対して、相談対応や指導等を行うことのできる十分な能力を有していること。

（イ）地域の先輩農業者を就農支援員として依頼する場合、支援対象となる就農前後の者（以下「支援対象者」という。）との関係が３親等以内でないこと。

（ウ）就農前の者を支援対象者とする場合、就農に向けた確たる意思を持っていることを取組主体において確認すること。

（エ）支援対象者と就農支援員の情報は、別紙様式第10号により適切に取り扱い、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。

　２　研修農場の整備

取組主体が実施する実践的な研修に要する研修農場を整備する。

（１）要件

以下の要件を全て満たすこと。

　　ア　体制

　　　（ア）取組主体（取組主体が協議会の場合は研修を主導する機関等）が定款、設置要領等及び研修計画を定めていること。

（イ）研修生を適切に指導できる者を設置すること。

　　　（ウ）研修生の研修受講状況を適切に把握するとともに、その健康管理や事故防止に十分配慮すること。

（エ）「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和７年３月31日付け６経営第3260号就農・女性課長通知）に基づき、就農のために必要な知識と技術を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

イ　研修内容

主に就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施する。ただし、研修の一部について、取組主体が整備する研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができる。また、研修の妨げにならない限り、短期農業研修の実施場所とすることができる。

（ア）研修期間は概ね１年以上とし、年間概ね1,200時間以上とすること。

（イ）研修時間のうち、実習に充てる時間が70％を下回らないこと。

（ウ）就農に必要な知識と技術を習得できる総合的な内容とすること。

（エ）研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を含めるよう努める。

（２）事業内容

　　　ア　研修農場の整備

以下のとおり、研修に必要な農業用施設の整備や農業用機械・設備の導入をする。

（ア）農業用施設及び農業用機械・設備（以下「農業用施設等」という。）は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の期間において、研修目的に使用する日数を超えない範囲で、農業経営体等の営農活動で利用することを妨げない。

（イ）本事業では、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。

（ウ）農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダ、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等）については、補助対象としない。

（エ）事業費が整備又は導入（以下「整備等」という。）の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設（以下「中古施設等」という。）の場合には、これに加え、都道府県が適正と認める価格で取得されるものであること。

　　　（オ）農業用施設等は、原則として耐用年数が概ね５年以上20年以下であること。中古施設等である場合は、これに加え、残存耐用年数が２年以上であること。

（カ）既存の農業用施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等すること（いわゆる更新）に要する経費は、補助対象としない。

（キ）農業用施設等の整備等に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の造成に要する経費は、補助対象としない。これらを補助対象にしたい場合、農地整備等関連事業の活用を検討すること。

　　　（ク）自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している整備等に要した経費については、補助対象としない。

　　　（ケ）財産管理台帳（担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）別記様式第10号）を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

（コ）導入した農業用機械・設備は、動産総合保険等の加入、施錠可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

　　　（サ）農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数業者からの見積り提出等により、事業費の低減に努めること。

（シ）試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

　　　イ　研修農場の貸付け

研修修了生に農業用施設等を貸し付ける場合は、以下によるものとする。

（ア）貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事との協議により決定する。これを変更する場合も同様とする。

（イ）取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費―助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される以内の金額とする。

（ウ）賃貸借契約は書面により行う。賃貸借契約の内容は、賃貸人又は取組主体と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

（３）その他

　　ア　取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。

イ　アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、その指示を受ける。

ウ　事業を適切に執行するため、都道府県知事及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

（ア）都道府県知事は、本事業により整備等した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導する。

（イ）全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行う。

エ　研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構と十分の協議し、農地関係法令を遵守すること。

第８　事業実施計画

１　事業実施計画書

（１）取組主体は、別紙様式第２号により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出し、その承認を得る。

（２）事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（１）の手続に準じて行う。

２　都道府県事業実施計画書

（１）都道府県知事は、事業実施計画書について、別表３－１から３－３までによりポイント付けの上、別紙様式第３号により都道府県事業実施計画書を作成し、地方農政局長に提出する。

（２）国は、取組主体について、第２の１の事業の種類ごとに、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択する。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。

（３）地方農政局長は、採択された取組主体に係る都道府県事業実施計画書を承認し、別紙様式第４号により都道府県知事に通知する。

（４）都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（１）及び（２）の手続に準じて行う。ただし、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。

（５）国は、事業実施計画書が提出される前に、１並びに２の（１）及び（２）に準じて、本事業の要望を把握する。

３　全国事業実施計画書

（１）全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第５号により全国事業実施計画書を作成し、経営局長に提出する。

（２）全国事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付する。

（３）全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する交付規則を作成し、経営局長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。

第９　事業実績報告

１　事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第２号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から１か月以内又は当該事業年度の翌年度の４月末日のいずれか早い期日までに、都道府県知事に提出する。

２　都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第３号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から３か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の６月末日のいずれか早い期日までに、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。地方農政局長は、これを速やかに経営局長に提出する。

３　全国事業実績報告書

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第５号により全国事業実績報告書を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の７月末日までに、経営局長に提出する。

第10 達成状況報告

１　取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第６号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の６月末日までに、都道府県知事に提出する。

２　都道府県知事による助言・指導

（１）都道府県知事は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行う。

（２）都道府県知事は、別紙様式第７号により都道府県達成状況報告書を作成し、各翌年度の７月末日までに、地方農政局長に提出する。

（３）目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、都道府県知事は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第８号により改善計画書を提出させる。都道府県知事は、都道府県達成状況報告書と併せて、これを地方農政局長に提出する。

　３　地方農政局長は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、２により提出された書類を速やかに経営局長に提出する。

４　国は、都道府県知事に対し、必要に応じ、取組主体の事業実施状況について、報告を求めることができる。

第11 適正な執行の確保

国は、事業執行状況又は事業効果を確認するため、取組主体、誘致体制の参画機関、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。この場合、取組主体等は、協力しなければならない。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表１－１

　第２の１の（１）の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 賃金 | 事務補助、調査、資料収集・整理等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価  注１：地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。  注２：賃金単価は、業務内容に応じた妥当なものとする。取組主体の賃金支給規則や国の規定等の根拠に基づき設定し、事業実施計画書に添付すること。  注３：雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分等については、「その他」とする。 |
| 会計年度任用  職員給与等 | 地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の給与及び手当  注１：本事業への従事割合に応じた分について、補助対象経費とする。  注２：地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条件等の規定に基づくこと。その規定や勤務条件通知書等を事業実施計画書に添付すること。 |
| 謝金 | 専門的知識の提供、事務補助、資料収集・整理等の協力者に対する謝礼に要する経費  注１：取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者及び臨時雇用者等に支払う謝金は、補助対象経費としない。  注２：謝金単価は、業務内容に応じた妥当なものとする。根拠に基づき設定し、根拠資料を事業実施計画書に添付すること。 |
| 旅費 | 調査、資料収集、打合せ、成果発表等や外部有識者の招聘に要する旅費の経費  注：取組主体の旅費支給に関する規定等によることができる。 |
| 備品費 | 取得単価が５万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に要する経費  注１：農業用機械・設備を除く。  注２：これらの据付等にかかる経費を含む。 |
| 消耗品費 | 取得単価が５万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に要する経費 |
| 印刷製本費 | 文書、会議・研修資料等の印刷製本に要する経費 |
| 通信運搬費 | 電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等に要する経費  注：通常の組織運営に伴い発生する事務所の経費を除く。 |
| 役務費 | WEBページ作成、器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等、取組主体が直接実施することが困難である役務を他の事業者等に依頼するために要する経費 |
| 委託費 | PRコンテンツの作成等、交付目的たる事業の一部分を他の事業者等に委託するため要する経費 |
| 使用料及び  賃借料 | 追加的に必要となる教育コンテンツやサービスの使用料、カメラ・パソコン・ソフトウェア等の電子機器等、教育機材、講義等の会場、バス等の移動用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料  注：通常の組織運営に伴い発生する経費を除く。 |
| その他 | 広告費、文献等購入費、複写費、原稿料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費等の雑費等、他の費目に該当しない経費 |

（注）補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うこと。

別表１－２

第２の１の（２）の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 農業用機械・設備  導入費 | 取得単価が50万円以上の農業用機械・設備の購入に要する経費  注：これらの据付等にかかる経費を含む。  注：リース又はレンタルによる導入は不可。 |
| 農業用施設整備費 | 農業用施設の新設、改良、リノベーション、撤去に要する以下の経費  １　工事費  ２　実施設計費（設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。）  注：リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。 |

別表２－１　取組内容（相談対応）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 取組内容 |
| ①  必須 | 新規就農者参入  促進会議の開催 | 誘致体制に参画する機関等が、新規就農者参入促進会議を定期的に開催し、就農前後の者に関する情報共有やサポート方針の検討等を行う。 |
| ②  必須 | 農地の相談 | 以下のとおり、就農前後の者に対し、農地をあっせんしたり、その確保についての相談に対応したりする。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。  （ア）農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第３の４の(５)のシステムをいう。以下同じ。）により、就農前後の者の農地の保有状況を把握する。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。  （イ）農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別表１の農地相談員をいう。）と連携し、必要に応じて関係者と調整すること。  （ウ）就農前後の者が農地を確保した場合は、全国データベースに登録すること。 |
| ③  必須 | 農業用施設等の相談 | 就農前後の者に対し、農業用施設等をあっせんしたり、その確保についての相談に対応したりする。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。 |
| ④  必須 | 就農計画の相談 | 青年等就農計画などの就農計画の作成についての相談に対応する。 |
| ⑤  必須 | 生活環境の相談 | 就農前後の者に対し、定着に必要となる研修中の滞在施設、就農後の住宅及び保育施設等をあっせんしたり、その確保についての相談に対応する。 |
| ⑥必須 | カルテの記録 | 別紙様式第９号により市町村からその利用を委任された全国データベースを活用し、以下の取組を行う。  （ア）相談の対応状況について、相談者が個人の場合は市町村就農相談カルテ（別紙参考様式１）、法人の場合は参入相談カルテ（別紙参考様式２）（以下「カルテ」という。）に記録し、全国データベースにおいて適切に管理する。  （イ）相談者が取組主体の所在市町村以外で農地を探す場合等においては、本人の了承を得て、全国センター(別記５の第３の２の（２）の「全国新規就農相談センター」をいう。以下同じ。)や都道府県（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）とカルテを共有することができる。  （ウ）就農後おおむね５年を過ぎた農業者について、支援が必要な場合は、重点支援対象候補者（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知。）別記１の第３の３の（２）の重点支援対象候補者をいう。）として、農業経営・就農支援センターに推薦できる。これに選定された場合、カルテの情報を経営相談カルテ（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記１の第３の５の（１）のアの（ウ））に引き継ぐことができる。 |
| ⑦ | 情報収集及び  発信 | 地域における就農前後の者の呼び込みと定着に資する情報を収集し、新規就農者参入促進計画と併せて、ポータルサイト及び全国データベースに登録し、発信する。 |
| ⑧ | 交流会等の開催 | 就農前後の者が情報交換ができる交流会やネットワーク作りの場を提供する。 |
| ⑨ | 研修プログラムの作成・充実化 | 就農に必要な知識と技術を習得できる研修（第７の２の（１）のイに係る研修を含む。）のプログラムを作成又は充実化する。 |
| ⑩ | 農業就業体験・  現地見学会の  開催 | 農業者等の下での農業就業体験（第７の１の（３）のアを除く。）、現地見学会等を開催する。 |
| ⑪ | その他 | その他、就農前後の者からの相談対応に資する取組を行う。 |

別表２－２　取組内容（指導等の実施）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 取組内容 |
| ①  必須 | 指導の実施 | 就農前後の者に対し、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要となる指導を行う。 |
| ② | 研修会・講習会の開催 | 就農前後の者を対象として、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要な研修会・講習会を開催する。 |

別表３－１

第２の１の（１）及び（２）の事業に係る配分ポイント

（満点：３８ポイント）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 判断基準 | ポイント |
| １ | 農地整備等関連  事業の実施 | | 農地整備等関連事業を併せて実施することを計画している。 | １０ |
| ２ | 体制 | | 新規就農者参入促進計画の第２の２の全ての分野について、担当機関・部署が決まっている、又は事業実施後に決まる見込みである。 | ６ |
| ３ | 誘致・支援 | | 新規就農者参入促進計画の第２の３の「その他」を除く全ての支援項目について、支援内容が記入されている、又は事業実施後に記入される見込みである。 | ６ |
| ４ | 住居のあっせん | | 就農前後の者が利用できる住居があらかじめ用意されている。  ※：用意している物件の状態、場所等がわかる資料を添付する。 | ２ |
| ５ | 農地のあっせん | | 就農希望者については①、新規就農者については①及び②を満たす。  ①　地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。  ②　目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。  　※：用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図を添付する。 | ７ |
| ６ | 事業実施年度の翌年度から３年間の新規就農者の目標 | | 事業実施年度の翌年度から３年間における新規就農者数の合計が、事業開始前３年間における合計の１５０％以上２００％未満としている。 | １ |
| 事業実施年度の翌年度から３年間における新規就農者数の合計が、事業開始前３年間における合計の２００％以上としている。 | ５ |
| ７ | 農山漁村における女性の登用 | （１）取組主体が市町村又は民間団体の場合 | 女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。  （第５次男女共同参画基本計画（令和２年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること） | １ |
| （２）取組主体が協議会の場合 | 構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。  （第５次男女共同参画基本計画（令和２年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること） | １ |
| ８ | 就農後の安定に資する取組 | | 新規就農者が生産した農畜産物等を民間事業者等が買い取るなど、民間事業者等の参画により就農後の安定に資する取組が行われる。 | １ |

別表３－２

第２の１の（１）の事業に係る配分ポイント

（満点２０ポイント）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判断基準 | ポイント |
| 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築（第７の１の（１）） | | |
| 誘致・支援体制の構築 | 複数機関が参画し、それぞれに明確な役割分担がされている、又はされる見込みがある。 | ２ |
| 検討会の開催方針、マニュアルの整備等、事業実施後に自走できるような取組がなされる計画がある。 | ３ |
| 新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等関連事業を行う見込みがある。  ①期間内に行う  ②期間後に行う | ３  ２ |
| 農地整備等関連事業に向けたスケジュールが具体的に分かる内容となっている。 | ２ |
| 誘致の実践（第７の１の（２）） | | |
| 誘致の実践 | 取組の時期、場所及び内容が明確になっている。 | １ |
| 対象や対象へのアプローチ方法が明確になっている。 | １ |
| 誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させる。  ①10名～  ②５～９名  ③～４名 | ３  ２  １ |
| 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施（第７の１の（３）） | |  |
| 相談・指導の実施 | 農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野に関する相談対応や指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっている。  ①対応分野が３つ以上  ②対応分野が２つ以上 | ２  １ |
| 常設の相談・指導窓口の設置など、就農前後の者が随時、  相談や指導を受けられる状況になっている。 | １ |
| 主要な農作業工程に関する指導が受けられる。 | １ |
| 地域の推進品目全てに就農支援員を選定している、又はする予定である。 | １ |

別表３－３

第２の１の（２）の事業に係る配分ポイント

（満点２０ポイント）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 判断基準 | ポイント |
| １ | 指導体制 | 常勤の指導者がいる。 | ５ |
| ２ | 右記カリキュラム  を実施する | スマート農業 | ２ |
| 有機農業等の環境と調和のとれた農業 | １ |
| ＧＡＰ等の認証制度 | １ |
| リスク管理（ＢＣＰ、保険制度等） | １ |
| 労働環境改善（※１）、労働負荷削減のための見直し（※２）、マネジメント体制の強化（※３）に関する研修を実施する予定である。  ※１：就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等）  ※２：作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等  ※３：人事制度や人材管理システムの導入等、労働・社会保険への加入等 | １ |
| ３ | 経営モデルの策定 | 就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。  ※：新規就農者参入促進計画の第４以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。 | １ |
| ４ | 研修修了生の新規就農１年目の目標平均売上高 | 平均７００万円以上 | ４ |
| 平均５００万円以上、７００万円未満 | ３ |
| 平均３００万円以上、５００万円未満 | １ |
| ５ | フォローアップ  体制 | 研修終了後に、技術指導等を行う者（就農支援員等）による指導を行う予定である。 | ４ |

（別記３　別紙様式第２号）

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　事業実施計画（実績報告）書

番　　　号

年　月　日

○○都道府県知事 　殿

（取組主体名）

（代表者名）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記３の第８の１⑴の規定に基づき承認を受けたいので⑵、別添のとおり事業実施計画（実績報告）書を申請⑶します。

※下線部⑴は、実績報告の場合は、「第９の１」とする。

　　　　⑵は、実績報告の場合は不要。

⑶は、実績報告の際には「報告」とする。

取組主体

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都道府県 |  | |
| 対象地域  （市町村名） |  | |
| 取組主体 |  | |
| 代表者 | フリガナ  氏名  所属部署  職名  所属先住所等  〒・住所  TEL  メールアドレス | 〒 |
| 事務局  連絡先 | フリガナ  氏名  所属部署  職名  所属先住所等  〒・住所  TEL  メールアドレス | 〒 |
| 会計担当者 | フリガナ  氏名  所属部署  職名  所属先住所等  〒・住所  TEL  メールアドレス | 〒 |

事業実施体制

１　取組主体・誘致体制に参画する関係機関

|  |
| --- |
| （１）取組主体の名称  ・  （２）誘致体制に参画する関係機関の名称  ・  ・  ・ |

※１：正式名称を記入する。

※２：取組主体が協議会の場合は、全ての構成員について同様に記入する。

２　事業実施体制

|  |
| --- |
|  |

※１：取組主体、誘致体制に参画する関係機関、その他の機関等を全て列記し、それぞれの役割（農業経営、農地確保、農業施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等）を簡潔に記入する。第２の１の（１）の取組により体制を構築する場合は、構築される見込みの体制を記入する。（別表３－１の配分ポイントの審査に当たって参照する）。

※２：機関相互の連携内容も記入する。

※３：必要に応じて、模式図・フロー図を記入する。

３　添付資料

新規就農者参入促進計画

※　地域計画を添付する場合に記載不要になる箇所については、その旨を明示した上で、地域計画を添付すること。

地域の概況

１　現状と課題、対応方針

|  |  |
| --- | --- |
| 現状と課題 | 対応方針 |
| ①新規就農者の育成・確保 |  |
| ②農地の利用 |

２　事業実施期間と実施方針、前年度までの取組内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施期間 | 実施方針 | 農地整備等関連事業の実施予定 |
| 年間 | １年目（○年度） |  |
| ２年目（○年度） |  |
| ３年目（○年度） |  |
| 前年度までの取組状況と進捗状況 | | |

※：農地整備等関連事業を実施する予定がある場合は、活用する事業名を明記の上、想定する事業概要を記入する。

※：本事業の２回目以降の採択を受けようとする地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記入する。

３　就農支援の概況

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 支援の内容 |
| 住居のあっせん | ※：就農前後の者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、支援の内容を記入し、用意している物件の状態、場所等が分かる資料を添付する。 |
| 農地のあっせん | ※：就農前後の者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記入し、用意している農地の現況や営農条件等を説明する資料、目標地図又は地域計画の協議の関係資料等を添付する。 |

４　新規就農の概況

（１）新規就農の状況（事業実施前）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ① | ② | ③ | ①～③計 |
| 就農年度 | | 前々々年度  （○年度） | 前々年度  （○年度） | 前年度  （○年度） |
| 【Ａ】新規就農者数 | |  |  |  | 【Ｃ】 |
|  | 【Ｂ】本事業実施予定年度当初  に定着している者の数 |  |  |  | 【Ｄ】 |
| 定着率（％）【Ｂ÷Ａ×100】 | |  |  |  | 【Ｄ÷Ｃ×100】 |

※１：新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。

※２：本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入する。

※３：定着率については、それぞれの年度における新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を記入する。

（２）新規就農の目標（事業実施後）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ④ | ⑤ | ⑥ | ④～⑥計 |
| 就農年度 | | １年後  （○年度） | ２年後  （○年度） | ３年後  （○年度）  【目標年度】 |
| 【Ｅ】新規就農者予定数 | |  |  |  | 【Ｇ】 |
|  | 【Ｂ】本事業実施予定年度当初に定着している者の数 |  |  |  | 【Ｄ】 |
| 増加率（％）【Ｇ÷Ｄ×100】 | |  |  |  | 【Ｇ÷Ｄ×100】 |

※１：新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。

※２：本申請に係る事業実施年度を基準とし、その１年後、２年後、３年後について記入する。

※３：増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対する新規就農予定者総数の割合を記入する。

５　農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体（取組主体が協議会の場合はその構成員）が第５次男女共同参画基本計画（令和２年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記入してください。

取組主体等の名称：

|  |  |
| --- | --- |
| 取組計画の名称 | 数値目標 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※１：取組主体が協議会の場合において、その複数の構成員が設定していれば、全てを記入する。

※２：取組計画の内容・数値目標が分かる資料を添付すること（抜粋可）。

事業内容及び計画

１　事業の種類・内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類・内容 | | | | |  |
| 取組の有無 |
| １　新規就農者の誘致体制の整備 | | | | | |
|  | （１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築 | | | |  |
| （２）誘致の実践 | | | |  |
| （３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施 | | | | |
|  | ア　短期農業研修の実施 | | |  |
| イ　相談対応・指導等の実施 | | | |
|  | （ア）相談対応 | |  |
| （イ）指導等の実施 | |  |
| ２　研修農場の整備 | | | | |  |
| ３　農地整備等関連事業 | | | | | |
|  | （１）遊休農地解消対策事業 | | | |  |
| （２）農地耕作条件改善事業 | | | |  |
| （３）畑作等促進整備事業 | | | |  |
| （４）農地中間管理機構関連農地整備事業 | | | |  |
| （５）その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 | | | | |
|  | 国庫補助事業 | | 名称： |  |
| 都道府県事業 | | 名称： |  |

※：取り組むもの全てに「○」を記入する。

２　取組内容の詳細

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１　新規就農者の誘致体制の整備** | | | |
|  | （１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築   |  |  | | --- | --- | | 内　　　　　　容 |  |   （特に、地域の合意形成の取組について）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 内　　　　　　容 | | ①　市町村農業委員会及び農地中間管理機構の役割  ②　農地整備等を行う時期及び見込まれる内容  ③　農地整備等に向けたスケジュール | | 経費 | 総事業費 |  | | うち国費 |  |   ※「内容」については、別表３－２に対応する事実（検討会の開催方針、マニュアルの整備等、事業実施後に自走できるような取組がなされること、①市町村農業委員会及び農地中間管理機構の役割、②農地整備等を行う時期及び見込まれる内容、③農地整備等に向けたスケジュール）が分かるよう、記入する。 | | |
| （２）誘致の実践   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 内　　　　　　容 | | ①　取組の時期、場所及び内容  ②　対象や対象へのアプローチ方法  ③　誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させるか | | 経費 | 総事業費 |  | | うち国費 |  |   ※「内容」については、別表３－２に対応する事実（①取組の時期、場所及び内容、②対象や対象へのアプローチ方法、③誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させるか）が分かるよう、記入する。 | | |
| （３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施 | | |
|  | ア　短期農業研修の実施   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 既存の就農希望者向けの  研修 | 有り | □ | 無し | □ | | 「有り」の場合の受講者数 | | 名 | | | 受講者の属性と人数 |  | | | | | 実施期間 | 令和○年○月〇日から○月〇日 | | | | | 実施場所 |  | | | | | カリキュラム  （研修品目、月別計画） | 研修品目：   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 年　月 | 内　容 | 時間数 | | 令和○年〇月 |  | 〇日間・計○時間 | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | 令和○年○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | | | | | 受講者のフォローアップ  体制 |  | | | | | アンケート | ①　研修受講後に、同じ地域において、さらに就農に向けた支援を受けることになった者の数　　　： | | | | | ②　研修受講後に、新規就農した者の数： | | | |   　　 ※１：既存の研修が「有」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られ  るかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付する。  ※２：アンケートについては、実績報告時のみ。  ※３：アンケートについては、研修修了者の就農後の態様決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に把握で  きない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。 | |
| イ　相談・指導の実施 | |
|  | （ア）相談対応   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 既存の取組 | | 有り | □ | 無し | □ | | 就農支援員 | 氏名 |  | | | | | 身分など |  | | | | | 相談体制 | |  | | | | | 相談対応方針 | | 内容・頻度：  就農相談会：   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 相談会の名称 | 場所 | 時期・回数 | 内容 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | | | | | | 新規就農者参入促進会議の開催 | |  | | | | | 農地の相談 | |  | | | | | 農業用施設等の相談 | |  | | | | | 就農計画の相談 | |  | | | | | 生活環境の相談 | |  | | | | | カルテの記録 | |  | | | | | 情報収集及び発信 | |  | | | | | 交流会等の開催 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 場所 | 時期・回数 | 対象者・人数・内容 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | | | | | | 研修プログラムの作成・  充実化 | |  | | | | | 農業就業体験・現地見学会の開催 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 場所 | 時期・回数 | 対象者・人数・内容 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | | | | | | その他 | |  | | | | | スケジュール | | |  |  | | --- | --- | | 年月 | 内容 | | 令和○年○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | 令和○年○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | | | |   ※１：別表２－１の取組内容について、詳細に記入する。  ※２：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られ  るかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付する。  ※３：「相談体制」については、別表３－２に該当する事実（①農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野のうち、いくつに関する相談対応ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっているか、②常設の相談窓口の設置など、就農援護の者が随時、相談を受けられる状況になっているか）が分かるように記入する。  ※４：「相談対応方針」については、相談対応の内容・頻度、就農相談会の情報を記入する。  ※５：「新規就農者参入促進会議の開催」については、会議メンバー、開催計画、内容等を記入する。  ※６：「研修プログラムの作成・充実化」についても同様とする。また、品目ごとに、労働時間や農業所得、地域における生活費等の詳細を明らかにすることにより、就農後の農業経営と生活をイメージできる場合は、その資料を添付する。 |
| （イ）指導等の実施   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 既存の取組 | | 有り | | □ | | 無し | | □ | | | 就農支援員 | 氏名 |  | | | | | | | | | 経営作物・  経営規模 |  | | | | | | | | | 指導経験 | 有り | | □ | | 無し | | □ | | | 特記事項 | 認定新規就農者 | □ | | 認定  農業者 | □ | 指導  農業士 | | □ | | その他の  指導者としての資質 |  | | | | | | | | | 指導計画 | 就農支援員  の氏名 |  | | | | | | | | | 支援対象者の氏名 |  | | | | | | | | | 指導体制  指導の方針 |  | | | | | | | | | 年間計画 | |  |  | | --- | --- | | 年月 | 内容 | | 令和○年○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | 令和○年○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | | | | | | | | | 研修会・講習会 | | |  |  | | --- | --- | | 年月 | 内容 | | 令和○年○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | 令和○年○月 |  | | ○月 |  | | ○月 |  | | | | | | | | |   ※１：別表２－２の取組内容について、詳細に記入する。  ※２：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付する。  ※３：「指導農業士」には、地域において、それと同様の方を別の呼称で指定している場合を含む。  ※４：「指導体制　指導の方針」については、農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野のうち、いくつに関する指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっているか、分かるように記入する。また、常設の相談窓口の設置など、就農援護の者が随時、指導を受けられる状況になっているか、分かるように記入する。  ※５：「年間計画」については、①主要な農作業工程に関する指導が受けられるか、②地域の推進品目全てに就農支援員を選定しているか、分かるように記入する。  ※６：指導計画は、就農支援員ごとに、全ての支援対象者について、枠をコピーして作成する。 |
| **２　研修農場の整備** | | | |
| （１）所在地  　　　　整備する農業用施設、導入する農業用機械・設備が所在する場所を記入する。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | | 住所 | 面積（a） | | 研修場所 | | |  | |  | 取組主体が運営する研修農場【必須】 |  |  | | 取組主体が、その運営する研修農場と  別に借り上げる研修場所 ※ |  |  | | 取組主体以外が運営する研修場所  （第７の２の（１）のイのただし書き） |  |  | | 研修場所以外 | | |  | |  | 営農活動で利用する場所  （第７の２の（３）のアの（ア）） | ・  ・  ・ |  |   ※１：該当箇所を全て記入する。複数の場所があれば、その全てを記入する。  ※２：「取組主体が運営する研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営する研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合。  ※３：地域計画及び目標地図を添付する。また、研修農場が目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けること又は、目標年度までに同計画に位置付けられることが確実であると認められることを要件としているため（第５の２の（２））、当該農地の住所と計画区域の整合を取ること。  （２）研修・営農活動での利用計画（実績）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 就農希望者（短期農業研修を除く。）（第７の２の（１）のイの要件を満たす研修） | | | | | | |  | 研修 | | | | | | 研修期間（１年以上）及び日数 | 令和○年○月～令和〇年〇月（計○年）、○○○日 | | | | | 研修時間／年  （１，２００時間以上／年） |  | | | | | 受講者数 |  | | | | | 農地のあっせん・確保の状況 |  | | | | | 指導体制※１ |  | | | | | カリキュラム※２ | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 年　月 | 内　容 | 時間数 | | 令和○年〇月 |  | 〇日間・計○時間 | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | 令和○年○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | | | | | 経営モデル※３ |  | | | | | 研修修了生の新規就農１年目  の目標売上高※４ | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 品目名・品種名等 | 経営規模  （作付け面積・飼養頭数等） | 目標売上高（千円） | 根拠 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | | | | | | フォローアップ体制※５ |  | | | | | 研修修了生への貸付け | | | | | |  | ① | ② | ③ | ④ | | 貸付けの対象物 |  |  |  |  | | 貸付け期間 |  |  |  |  | | 貸付け相手方の人数 |  |  |  |  | | 短期農業研修（第７の１の（３）のアの要件を満たす研修）  研修農場を利用する部分についてのみ記入する。※６ | | | | | | |  |  | | | | | | 営農活動での利用（第７の２の（２）のアの（ア））  研修農場を利用する部分についてのみ記入する。※７ | | | | | | |  | 営農活動で利用する必要性 |  | | | | | 利用期間 | 令和○年○月～令和〇年〇月（計○年） | | | | | 利用時間／年 |  | | | | | 利用者数 |  | | | | | 利用者の属性 | 認定農業者　・　認定新規就農者　・　指導農業士 | | | | | 利用計画 | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 年　月 | 内　容 | 時間数 | | 令和○年〇月 |  | 〇日間・計○時間 | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | 〇月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | 令和○年○月 |  |  | | ○月 |  |  | | ○月 |  |  | | | | | | 利用の対象物 |  | | | |   ※１：別表３－３の１（常勤の指導者がいる。）に対応する事実を含めて記入する。  ※２：別表３－３の２（スマート農業、有機農業等、ＧＡＰ等、リスク管理、労働環境改善等）に対応する事実を含めて記入する。  ※３：別表３－３の３（就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。）に対応する事実を含めて記入する。  ※４：別表３－３の４（研修修了生の新規就農１年目の目標平均売上高）に対応する事実を含めて記入する。  ※５：別表３－３の５（研修終了後に、技術指導等を行う者（就農支援員等）による指導を行う予定である。）に対応する事実を含めて記入する。  ※６：就農希望者向けの研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入する。  ※７：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入する。  （３）整備計画（実績）  　　ア　整備の必要性   |  | | --- | |  |   　　イ　整備内容   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | １ | 区分※１ | | | | 整備内容  名称、規模、台数等 | | | 農業用施設 | 農業用機械・設備 | | | | 新設 | 改良 | リノベーション | |  |  |  |  |  | | | 経費 | | | | 着工/契約予定年月日 | 竣工予定年月日 | | 総事業費 | 国庫補助金 | | その他 |  |  | |  |  | |  |  |  |   ※１：該当箇所に「○」を付す。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ２ | 区分※１ | | | | 整備内容  名称、規模、台数等 | | | 農業用施設 | 農業用機械・設備 | | | | 新設 | 改良 | リノベーション | |  |  |  |  |  | | | 経費 | | | | 着工/契約予定年月日 | 竣工予定年月日 | | 総事業費 | 国庫補助金 | | その他 |  |  | |  |  | |  |  |  |   ※１：該当箇所に「○」を付す。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ３ | 区分※１ | | | | 整備内容  名称、規模、台数等 | | | 農業用施設 | 農業用機械・設備 | | | | 新設 | 改良 | リノベーション | |  |  |  |  |  | | | 経費 | | | | 着工/契約予定年月日 | 竣工予定年月日 | | 総事業費 | 国庫補助金 | | その他 |  |  | |  |  | |  |  |  |   ※１：該当箇所に「○」を付す。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ４ | 区分※１ | | | | 整備内容  名称、規模、台数等 | | | 農業用施設 | 農業用機械・設備 | | | | 新設 | 改良 | リノベーション | |  |  |  |  |  | | | 経費 | | | | 着工/契約予定年月日 | 竣工予定年月日 | | 総事業費 | 国庫補助金 | | その他 |  |  | |  |  | |  |  |  |   ※１：該当箇所に「○」を付す。  ※２：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）  （４）添付資料  　　　　配置図、設計図及び仕様書、見積書等の整備内容の詳細が分かる資料 | | | |
| ３　農地整備等関連事業 | | | |
|  | （１）遊休農地解消対策事業 | | |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時期 | | | | |  | 事業実施年度 | 令和○年 | | | 貸付け期限 | 令和○年○月 | | | 事業の内容 | | | | |  | 本事業により整備する研修農場の用に供する農地（第６の２の（１）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  | | 就農希望者が新たに就農するための農地（第６の２の（２）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  |   ※１：「貸付け期限」については、本事業により解消する遊休農地について、遅くともいつまでに、農地中間管理機構から  第三者に貸し付けなければならないか、記入する。  　※２：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。  　※３：遊休農地解消対策事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。 | | |
| （２）農地耕作条件改善事業 | | |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時期 | | | | |  | 事業実施期間 | 令和○年○月～令和〇年〇月 | | | 目標年度 | 令和○年○月 | | | 事業の内容 | | | | |  | 本事業により整備する研修農場の用に供する農地（第６の２の（１）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  | | 就農希望者が新たに就農するための農地（第６の２の（２）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  |   ※１：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。  　※２：農地耕作条件改善事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。 | | |
| （３）畑作等促進整備事業 | | |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時期 | | | | |  | 事業実施期間 | 令和○年～令和〇年 | | | 目標年度 | 令和○年 | | | 事業の内容 | | | | |  | 本事業により整備する研修農場の用に供する農地（第６の２の（１）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  | | 就農希望者が新たに就農するための農地（第６の２の（２）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  |   ※１：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。  　※２：畑作等促進整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。 | | |
| （４）農地中間管理機構関連農地整備事業 | | |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時期 | | | | |  | 事業実施期間 | 令和○年～令和〇年 | | | 目標年度 | 令和○年 | | | 事業の内容 | | | | |  | 本事業により整備する研修農場の用に供する農地（第６の２の（１）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  | | 就農希望者が新たに就農するための農地（第６の２の（２）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  |   ※１：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。  　※２：農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。 | | |
| （５）その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 | | |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時期 | | | | |  | 事業実施期間 | 令和○年○月～令和〇年〇月 | | | 目標年度 | 令和○年○月 | | | 事業の内容 | | | | |  | 本事業により整備する研修農場の用に供する農地（第６の２の（１）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  | | 就農希望者が新たに就農するための農地（第６の２の（２）） | | | |  | 住所 |  | | 面積（a） |  | | 実施内容 |  |   ※１：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。  　※２：当該事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。 | | |

※１：取組を「有」とした事業の種類・内容についてのみ、記入する。

※２：本欄は、採択審査に当たってのポイント付与の基礎資料となるため、ポイント表と対照の上、十分に具体的に記入すること。

※３：地域計画に関する取組の場合、その取組の地域計画・目標地図上の位置付けとの整合性に留意する。また、地域計画・目標地図を添付する。

３　事業完了予定・完了日

令和　年　　月　　日

４　環境負荷低減に向けた取組の実施

環境負荷低減チェックシートを添付すること

（別添１）

事業収支予算計画（実績）

経費の配分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類・内容 | 事業に要する／要した経費  （A+B+C+D） | 負担区分 | | | | 備　考  （積算基礎等） |
| 国庫  補助金  (A) | 都道府県  (B) | 市町村(C) | その他（D） |
| １　新規就農者の誘致  体制の整備  （１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築  （２）誘致の実践  （３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施  ア　短期農業研修の実施  イ　相談対応・指導等の実施  （ア）相談対応  （イ）指導等の実施  ２　研修農場の整備 |  |  |  |  |  | （例）  ○○費　○○円  ○○費　○○円  ※別表1-1又は1-2の経費の区分ごとに記入する。 |
| 【参考】  １　遊休農地解消対策事業  ２　農地耕作条件改善事業  ３　畑作等促進整備事業  ４　農地中間管理機構関連農地整備事業  ５　その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。） |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。

２　「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

３　必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

（別記３　別紙様式第３号）

令和　年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　都道府県事業実施計画（○○都道府県）（実績報告）書

番 号

年　月　日

○○農政局長　殿

○○県知事

○　○　○　○

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記３の第８の２⑴の規定に基づき承認を受けたいので⑵、別添のとおり都道府県事業実施計画（実績報告）書を申請⑶します。

※下線部⑴は、実績報告の場合は、「第９の２」とする。

　　　　⑵は、実績報告の場合は不要。

⑶は、実績報告の際には「報告」とする。

（別添）

１　取組主体への指導計画方針（実績）

|  |
| --- |
|  |

* 下線部分は、実績報告の際には（）内の記入とする。

２　都道府県事業ポイント表（実績では不要）

別紙様式第３号－①を添付

３　都道府県事業計画一覧

別紙様式第３号－②を添付

４　事業完了予定・完了日

　令和　　年　　月　　日

５　添付資料

（１）取組主体ごとの事業実施計画書（事業実績報告書）（別紙様式第２号）

（２）必要に応じて地方農政局が指示した書類

（別記３　別紙様式第４号）

令和　年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　都道府県事業実施計画書　承認書

番 号

年　月　日

○○県知事

○　○　○　○　殿

○○農政局長

令和○年○月○日付けをもって提出のあった令和○年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　都道府県事業実施計画書については、承認する。

（別記３　別紙様式第５号）

令和　年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　全国事業実施計画（実績報告）書

番　　　号

年　月　日

農林水産省経営局長 　殿

全国農業委員会ネットワーク機構

（代表者名）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記３の第８の３の（１）⑴の規定に基づき承認を受けたいので⑵、別添のとおり全国事業実施計画（実績報告）書を申請⑶します。

※下線部⑴は、実績報告の場合は、「第９の３」とする。

　　　　⑵は、実績報告の場合は不要。

⑶は、実績報告の際には「報告」とする。

（別添１）

１　事業の実施方針

|  |
| --- |
|  |

２　事業費（都道府県への配分費）に関する計画（実績）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　項 | | | | 配分  都道府県数 | 国庫補助金額（円） | 配分及び  進行管理方針 |
| **１　新規就農者の誘致体制の整備　　　　　　　　　　　　 A** | | | |  |  |  |
|  | （１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築 | | |  |  |  |
| （２）誘致の実践 | | |  |  |  |
| （３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施 | | | | | |
|  | ア　短期農業研修の実施 | |  |  |  |
| イ　相談対応・指導等の実施 | | | | |
|  | （ア）相談対応 |  |  |  |
| （イ）指導等の実施 |  |  |  |
| **２　研修農場の整備 Ｂ** | | | |  |  |  |

３　事務等経費に関する計画（実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　項 | 内　　　容 | 金額（円） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４　合計

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 金額（円） |
| 事業費（都道府県への配分費）【A＋B】 |  |
| 事務等経費 |  |
| 合　　　計 |  |

５　事業完了・予定年月日

令和　　年　　月　　日

６　添付資料

・事業を実施した全ての都道府県事業実績報告書（別紙様式第３号）

及びその添付資料である事業実績報告書（別紙様式第２号）

・必要に応じて経営局長が指示した書類

（別添２）

事業収支予算計画（実績）

経費の配分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類・内容 | 事業に要する／要した経費  （A+B+C+D） | 負担区分 | | | | 備　考  （積算基礎等） |
| 国庫  補助金  (A) | 都道府県  (B) | 市町村(C) | その他（D） |
| １　新規就農者の誘致  体制の整備  （１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築  （２）誘致の実践  （３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施  ア　短期農業研修の実施  イ　相談対応・指導等の実施  （ア）相談対応  （イ）指導等の実施  ２　研修農場の整備 |  |  |  |  |  | （例）  ○○費　○○円  ○○費　○○円  ※別表1-1又は1-2の経費の区分ごとに記入する。 |
| 【参考】  １　遊休農地解消対策事業  ２　農地耕作条件改善事業  ３　畑作等促進整備事業  ４　農地中間管理機構関連農地整備事業  ５　その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。） |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。

２　「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

３　必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

（別記３　別紙様式第６号）

令和　年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　達成状況報告書（事業実施後○年目）

番　　　号

年　月　日

○○都道府県知事

○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （取組主体名）

（代表者名）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記３の第10の１の規定に基づき、下記のとおり達成状況報告書を提出する。

記

１　事業の種類・内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類・内容 |  |
| 取組の有無 |
| １　新規就農者の誘致体制の整備 | |
| （１）複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築 |  |
| （２）誘致の実践 |  |
| （３）就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施 | |
| ア　短期農業研修の実施 |  |
| イ　相談対応・指導等の実施 | |
| （ア）相談対応 |  |
| （イ）指導等の実施 |  |
| ２　研修農場の整備 |  |
| ３　農地整備等関連事業 | |
| （１）遊休農地解消対策事業 |  |
| （２）農地耕作条件改善事業 |  |
| （３）畑作等促進整備事業 |  |
| （４）農地中間管理機構関連農地整備事業 |  |
| （５）その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等  　　　選択：国庫補助事業（　）・都道府県の事業（　）  　　　名称： |  |

※：取り組んだもの全てに「○」を記入する。

２　取組内容の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 採択年度 | 詳細 |
| 第１回採択に係る年度 |  |
| 第２回採択に係る年度 |  |
| 第３回採択に係る年度 |  |

３　成果目標の達成状況

（１）事業実施前

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ① | ② | ③ | ①～③計 |
| 就農年度 | | 前々々年度  （○年度） | 前々年度  （○年度） | 前年度  （○年度） |
| 【Ａ】新規就農者数 | |  |  |  | 【Ｃ】 |
|  | 【Ｂ】本事業実施予定年度当初  に定着している者の数 |  |  |  | 【Ｄ】 |
| 定着率（％）【Ｂ÷Ａ×100】 | |  |  |  | 【Ｄ÷Ｃ×100】 |

※１：新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。

※２：本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入する。

※３：定着率については、それぞれの年度における新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を記入する。

※４：目標は、事業実施計画書の記入内容を転記すること。

（２）事業実施後

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ④ | ⑤ | ⑥ | ④～⑥計 |
| 就農年度 | | １年後  （○年度） | ２年後  （○年度） | ３年後  （○年度）  【目標年度】 |
| 【Ｅ】新規就農者数 | |  |  |  | 【Ｇ】 |
|  | 【Ｂ】本事業実施予定年度当初に定着している者の数 |  |  |  | 【Ｄ】 |
| 増加率（％）【Ｇ÷Ｄ×100】 | |  |  |  | 【Ｇ÷Ｄ×100】 |
| 貸し付けた場合の特記事項 | |  | | | |

※１：新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。

※２：本申請に係る事業実施年度を基準とし、その１年後、２年後、３年後について記入する。

※３：増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対する新規就農予定者総数の割合を記入する。

※４：貸し付けた場合の特記事項については、研修農場の全部又は一部を貸し付けることにより、各年度における新規就農者数が少なくなる場合において、事情を記入する。

（３）目標達成に向けた課題と対応

|  |
| --- |
|  |

（４）目標の達成状況についての自己評価（目標年度のみ記入）

|  |
| --- |
|  |

※：目標の達成状況、得られた効果及び課題等を記入する。

４　研修農場の状況

（１）経営状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 研修修了生の総数 | | | | | 研修修了生の新規就農１年目の目標売上高（円） | | | | | | |
| 実績 | | | | 事業実施計画の記載 | | |
|  | うち、新規就農者 | | | |  | | | |  | | |
|  | | |  | | | | | | | | |
|  | | | 新規就農１年目の実績 | | | | | | | | |
|  | 年齢 | 単身or夫婦 | | 就農地  ア：研修農場の貸付け  イ：研修農場の用に供する農地以外であって農地整備等関連事業により整備等をした農地  ウ：上記以外 | | 面積  （a） | 品目名・品種名等 | 経営規模  （作付け面積・  飼養頭数等） | | 就農１年目の  平均売上高  （千円） | 目標  平均売上高  （千円） |
| 1 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |
| 2 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |
| 3 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |
| 4 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |
| 5 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |
| 6 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |
| 7 |  |  | |  | |  |  |  | |  |  |

※：新規就農１年目の状況のみを記入する。

（２）貸付け状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | ① | | ② | | | ③ | | ④ | |
| 貸付けの対象物 | | |  | |  | | |  | |  | |
| 貸付けの相手方の  総数 | | |  | |  | | |  | |  | |
|  | | | | | | | | | | | |
| 貸付けの実績 | | | | | | | | | | | |
|  | 年齢 | 単身 or 夫婦 | 就農地  ア：研修農場の貸付け  イ：研修農場の用に供する農地以外であって農地整備等関連事業により整備等をした農地  ウ：上記以外 | 面積  （a） | | 品目名・  品種名等 | 経営規模  （作付け面積・  飼養頭数等） | | 就農１年目の  平均売上高  （千円） | | 目標  平均売上高  （千円） |
| 1 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |
| 2 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |
| 3 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |
| 4 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |
| 5 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |
| 6 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |
| 7 |  |  |  |  | |  |  | |  | |  |

※：報告に係る各年度末の状況を記入する。

（別記３　別紙様式第７号）

令和　年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　都道府県達成状況報告書（○○都道府県）

番　　　号

年　月　日

○○農政局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○都道府県知事

○○○○

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記３の第10の２の（２）の規定に基づき、下記のとおり都道府県達成状況報告書を提出する。

記

１　取組主体に対する助言・指導の状況

|  |
| --- |
|  |

２　添付資料

（１）取組主体ごとの達成状況報告書（別紙様式第６号）

（２）別紙様式第７号－①　都道府県目標達成状況一覧

（３）第10の２の（３）の規定に基づき改善計画書（別紙様式第８号）を提出させた時はその写し

（４）必要に応じて地方農政局が指示した書類

（別記３　別紙様式第８号）

令和　年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業　改善計画書

番　　　号

年　月　日

都道府県知事　殿

（取組主体名）

（代表者名）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記３の第10の２の（３）の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

記

１．成果目標が未達成である原因

|  |
| --- |
|  |

２．成果目標が未達成であることによる問題点

|  |
| --- |
|  |

３．改善するための取組

|  |
| --- |
|  |

４．改善のための推進体制

|  |
| --- |
|  |

（別記３　別紙様式第９号）

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

年　月　日

委任を受ける者（就農支援員）

氏名

　所属

　　　　　　　　住所

　　　　　　　　生年月日

　　　　　　　　e-mail

電話番号

上記の者に、下記のことを委任する。

・　就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記４の第４の２の（１）のデータベースをいう。）の閲覧及び市町村就農相談カルテ・参入相談カルテ（以下「カルテ」という。）の入力業務や情報管理。

・　農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第３の３の(５)のシステムをいう。）の閲覧。

　なお、委任を受けた者は、就農相談等全国データベースやカルテの個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。

○○市町村長　○○　○○

注：就農支援員が市町村の職員である場合は、本委任を要しない。

（別記３　別紙様式第10号）

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

に係る個人情報の取扱いについて

第１　総論

本事業において作成し、データベースに登録される就農前後の者、就農支援員についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第２に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第２　本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る場合は、以下のとおりとする。

１　取組主体及び都道府県や市町村等の関係機関において、就農前後の者の情報を共有することにより、支援対象者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。

２　国の新規就農者確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。

３　１及び２の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第３　同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、以下のとおりとする。

１　支援対象者に対する相談対応・指導の実施において、「個人情報の取扱い（別紙様式例、以下同じ。）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名させ、回収する。

２　支援対象者に対し、農業就業体験・現地見学会の際に、配付資料として「個人情報の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。

３　「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記入すること。

（別紙様式例）

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

に係る個人情報の取扱いについて

取組主体（○○○○（※協議会の場合は、全ての構成員））は、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による支援対象者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、先輩農業者への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関  （注） | 国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記６の事業をいう。）の第３の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関（農業協同組合、○○、○○）（※その他追加する機関があれば明確にすること） |

※　本事業以外の事業等に個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。  令和　　　年　　　月　　　日  　氏名 |

（別添）

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第１　取組の趣旨

令和３年５月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和５年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第２　環境負荷低減チェックシートの提出

１　本事業の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにし た「環境負荷低減のチェックシート」（民間事業者・自治体等向け）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

２　各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。

３　都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。

４　地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第３　主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

|  |
| --- |
| （１）適正な施肥  ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）  ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）  ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 等  （２）適正な防除  ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）  ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）  ・医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）　等  （３）エネルギーの節減  ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等  （４）悪臭及び害虫の発生防止  ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）  ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等  （５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分  ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和45年法律第137号）  ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）  ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）  ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）  ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）等  （６）生物多様性への悪影響の防止  ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）  ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）  ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）  ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）  ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）  ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）  ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）  ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等  （７）環境関係法令の遵守等  ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）  ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）  ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）  ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第6号）  ・土地改良法（昭和24年法律第195号）  ・森林法（昭和26年法律第249号）  ・漁業法（昭和24年法律第267号）等 |

取組主体の名称：

